

2004年4月24日
市民立憲フォーラム設立記念討論会・市民立憲を語り合おう
第二部、ディスカッション
「わたしたちの考える憲法素案」
ディスカッション・ペーパー
江橋 崇

1 私たち、市民立憲チームは、市民立憲フォーラムの立ち上げに際して、こう考えた。

「4月24日の「フォーラム」では、日本の現実が憲法の規定とどこまで合致しているのか、離れているのか、その現実をどのような方向にもって行きたいのか、そのためにはいまの憲法をどうすればよいのか、について議論を深めていきたい。」(「市民立憲フォーラム」発足、5)

2 フォーラムの発足に向けた準備の研究会における松下圭一氏の報告の言葉を借りて言えば、は、憲法条文と 憲法(政治)構造との乖離の問題であり、は、憲法関連法整備(整憲)、つまり、私たちの考える望ましい政治構造の問題であり、は、特定憲法条文の修正(修憲)、特定憲法条文の追加(加憲)、つまり憲法条文の改正のあり方の問題である。(報告ペーパー、1頁、7頁)

3 議論を開始するに当たって、いくつかの事項を確認しておきたい。

まず、私たちは、「わたしたち」という言葉で何を考えているかである。私は、これを、官の憲法に対峙する民の憲法をともに考える人々、と考えたい。

(1)日本国憲法の歴史は、占領軍による草案の押し付けから始まっているが、その内容には、「20世紀前半までの《普遍市民政治 = 基本(憲)法原理》」が含まれていて、それゆえに、戦後60年以上も持ち続けている。また、この憲法には、いろいろな点で、日本側の意向が反映している。生存権規定のように、純日本製のものもある。したがって、これは日米合作の憲法とすることができる。

(2)しかし、こういったとき、重要な問題点がこぼれ落ちてしまう。「日本側」とはだれのことなのかが十分に問われないうままに、「日本側」というのは問題である。当時の状況下では、日本側とは、戦争によっても破壊されなかった日本政府の官僚群を意味していた。日本国憲法は、アメリカ占領軍と日本の官僚の合作憲法である。

4 日本の官僚が、日本の憲法を自分たちに都合のよいものにするために行使してきた手法は多様である。

(1)まず、アメリカ側から提示された憲法草案の翻訳をしたのは官僚であり、官に都合のいいように、さまざまな作為が含まれ、改訳、誤訳、曲訳がなされた。その後のアメリカ側との折衝で、日本国民には知らされないままに、何箇

所か、官に都合のよい修正がなされた。

(2) 次に、憲法制定議会の当時から、法制局官僚による憲法の解釈、特に議会答弁が行われ、官に都合のよい憲法解釈が公表され、定着した。

(3) また、憲法の制定に伴う関連付属法の制定・改正に際しても、条文の中に、官に都合のよい規定を滑り込ませた。国会法、内閣法、国家行政組織法、国家公務員法、裁判所法、地方自治法、財政法、その他多数の法律の中に、こうした作業の痕跡を見出すことができる。

(4) さらに、官僚は、東京大学法学部などの大学教授、憲法学者を動員して、官に都合のよい憲法解釈、その背景をなす憲法理論を補強させた。各大学の憲法学の解釈テキストを通読すると、そこには、官僚支配に対する民の側からの危機意識が欠落していることが分かる。こうした親官僚派の憲法解釈は、司法試験、公務員試験の試験対策として、年々、約20万名の若者の頭の中に浸透していった。

(5) もうひとつ重要なのは、裁判所の憲法解釈、憲法判例の活用である。

これらのテクニックを駆使して、官は自分たちに都合のいい日本国憲法を形作り、また、執行してきた。その結果出現したものを、官の憲法と呼ぶ。日本を支配したのは、官の憲法であった。

5 これに対して、市民運動、とくに1960年代以降の市民運動は、上から形成され執行されてきた憲法に対抗する、下からの市民立憲を試みてきた。

(1) 市民運動の考えてきたことは、まず、新たな法律、条例の制定要求、特に理念的なものも含んだ基本法、基本条例の制定要求であった。

(2) 二番目に、政府による憲法解釈の変更を求め、自治体による政府と異なる憲法解釈の対峙が要求された。そういった法的な争いを可能にした自治体法務の展開もあった。

(3) 三番目には、憲法学者に新学説が求められ、憲法学者以外の者による新憲法解釈の提起もされていた。プライバシーや環境権など、例示すればきりがない。

(4) 四番目に、裁判闘争の展開と裁判所の判例変更の要求もある。生存権に関わる朝日訴訟を始めとして、裁判の最終的な結論は不十分であっても、裁判の過程そのものが憲法構造を変えていった例も少なくない。

(5) 市民の運動は、全国的な課題で、全国的に展開されたものもあるが、地域レベルの課題について地域で展開されたものも少なくない。これによって各地で自治の内実が豊かになり、中央政府といえども自由に改変できない分節的な憲法構造になった。後に、中央政府と地方政府の関係が「上命下服」から「対等協力」の関係に変化したと確認された。

6 こうした経緯を経て、今日では、憲法というとき、大別して3種類の物が頭の中に存在する。今回、議論の開始にあたって、この部分を整理しておきたい。

紙に書かれた憲法。つまり、「日本国憲法」のテキスト、憲法典。ちなみに、日本国憲法に登場する漢字はすべて当用漢字になったので、「易しく、分かりやすい」と印象付けられる。送り仮名は旧式のものであるので、古臭いと印象付けられる。また、官報に登載された日本語の正文のほかに、占領軍に届けた英文の日本国憲法があるが、それ以外には、公定訳はない。国連への加盟時にも、国際公用語である仏、露、中、西語への翻訳はなされていない。心のうちの憲法。憧れの憲法。つまり、特定の思想の持ち主が、その思想の観点からテキストを読んで、共鳴し、感動した憲法。憲法を読み直したら、こんなにすばらしい内容があった、という感想の憲法。抽象的な文章を、自己の思想のあわせて読み解くのだから、憲法がすばらしいのだから、自分の思想がすばらしいのだから、よく分からない。

社会で生きている憲法。制度としての憲法。つまり、官と民の抵抗の中で形成されてきた、現実に日本の政治の中で、制度として機能している憲法条文、法制局見解・判例・学説などによるその解釈、当初とはまるで違って理解されるようになった変遷された条文、憲法条文は存在しなくて、その空白に意味のある空間、などなどによって構成されている日本の国家の構成。こうした政府の構成としての憲法は、中央政府と自治体の双方について存在することを指摘しておきたい。

7 今、憲法について「わたしたちが考える」という際には、主要には、このでいう、中央政府と自治体に現に存在して、機能している憲法について、民の立場から考えることを想定している。現実の日本の国家構造、政府の形態こそが問題なのである。心の内なる憲法について語ることに大きな意義はあるが、それは主要課題ではないことに常に留意しておきたい。

8 次に問題なのは、民の立場とは何か、である。私はそれを、官僚主導で形成されてきた戦後社会において、主として1970年代以降に、高度成長経済のひずみ、都市化のひずみ、情報化のひずみによる被害を受けたことを契機にして、官の主導に対抗して戦ってきた市民の立場と理解している。

したがって、ここでは、いわゆる市民運動の立場だけではなく、官の統制、規制によるひずみに抵抗して自己の事業を守り育ててきた経済界、労働界、言論界、政界の人々も含まれる。また、ここには、地方分権を求めたローカルな視点、及び、社会で、マージナルな場所に押しこめられた高齢者、障害者、女性、外国人市民などの人々の視点が通わなくてはならない。

9 近年に明確になってきたのは、日本国憲法の制定当時に、人間が、生産関係を基本にして把握されていたという事情である。マルクス主義の影響の強かった左翼においては特に、「階級」という語が好まれた。1960年代以降の市民運動の台頭に対して、「市民」という語は階級闘争の意義をはぐらかすものであ

るという的外れの非難が繰り返されたが、今日では、人間の本質を生産関係における位置だけに求めることの不毛さは明らかである。したがって、「わたしたち」には、都市住民としての自分、消費者市民としての自分、地球市民としての自分など、一人の人間が複数の市民の立場で登場することになる。

10 それでは、今日の議論では、何を扱うのか。表題は「憲法素案」となっているが、私たちにはそういう案の準備はない。今日の議論では、これまで憲法改正について、広い意味で民の立場から積極的に発言してこられて、すでに素案をお持ちのグループの方々をお招きして、素案のお考え、素案前後の議論の成果をお聞きすることで、民の立場に共通するわたしたちの素案への道を模索したいと考えている。それも、修憲や加憲の論点だけでなく、整憲の論点にも及ぶ、広い議論を期待したい。

11 今日のような場で、さまざまな立場からの議論を展開することそれ自体に大きな意義があると思われるが、そういう確認にとどまらず、中身についての具体的な議論も深めたいと思う。また、いずれ次の機会に、できれば、全国政党や地方政党、労働運動などで、民の憲法を模索しているの方々からも発言を求めて行きたいと思う。

これらの議論の内容は、なるべく急いでホームページ上に掲載したい。今日という日自体が、5月3日の憲法記念日以前に成果を掲載して、憲法記念日には、家においても憲法の問題について考えることを呼びかけ、その素材を提供する趣旨で設定されている。

12 私たちは、この作業の目標を次のように明らかにしている。

「「市民立憲フォーラム」が、これまで各々個別に行われてきた憲法論議を深め、共通基盤を生み出すことを期待する。「フォーラム」発足から1年程度、遅くとも2005年春までには、憲法全般に関わる目配りのなかから、わたしたちチームとしての提言を中間的なものにせよまとめ、広く世界に向けて発信しようとしている。」（「市民立憲フォーラム」発足、5）

本日の議論が、これに向けて実り豊かなものになるように努力したい。ご協力を要請する。